

第 6 7 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

1 提案理由

妊娠等と仕事の両立を支援するため、不妊治療に係る休暇を新たに設けたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

不妊治療に係る通院等のために特別休暇を取得することができるようにするとともに、号の繰下げ並びに引用部分及び字句の整理を行う。

(第 1 4 条関係)

3 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日